

# 「医薬品の範囲に関する基準」の「食薬区分における成分本質（原材料）リスト」の一部改正に関する意見募集について

平成24年9月28日  
厚生労働省医薬食品局  
監視指導・麻薬対策課

医薬品の範囲に関する基準については、昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」において示しております。本通知では、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」において、成分本質（原材料）を例示しているところですが、当該リストは定期的に見直すこととしております。

今般、学識経験者による検討を踏まえ、別添のとおりリストの改正案を取りまとめました。

つきましては、本件に関して御意見がある方は下記に沿って当課あて御提出ください。

## 記

### 1. 募集期限

平成24年9月28日（金）から平成24年10月29日（月）まで（必着）

### 2. 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

### 3. 提出方法

御意見は理由を付して、[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見は、各案ごとに作成してください。

#### ○電子メールの場合

電子メールアドレス：shokuyaku2409@mhlw.go.jp

メールはテキスト形式とし、添付ファイル無しでお送りください。

題名は、「食薬区分リストの改正について」と明記してください。

○ 郵送の場合

送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

宛 先：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課宛て

封筒等の表に「食薬区分リストの改正について」と明記してください。

4. 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・住所を、法人の場合は法人名・所在地・御担当者名を記載してください。頂いた御意見は、氏名、住所等を除き、原則として公表いたしますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電話による御意見の提出はお受けできかねますので、御了承ください。

[意見提出用紙]

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課あて

「食薬区分リストの改正について」

1. 氏名（会社名/部署名/御担当者名）
2. 住所
3. 電話番号
4. 意見